

宗教法人制度の改正について（報告）

（平成七年九月二十九日 文部大臣あて 宗教法人審議会報告）

本審議会は去る四月二十五日に文部大臣から宗教法人制度についての検討を要請され、審議検討を行うこととなった。

本審議会では、これまで審議会を五回、特別委員会を八回開催し、精力的にかつ慎重に審議を重ねてきた。その審議の過程では、都道府県の事務担当者、学識経験者、日本宗教連盟に加盟していない宗教法人から意見聴取も行った。

もとより、本審議会は憲法が保障する信教の自由と政教分離の原則を最大限尊重する立場から審議検討を行ってきたことは言うまでもない。

本審議会は、以上のような審議検討の結果、大方の意見は別紙のようであったので、本日ここに報告する。

本審議会は、本報告により、宗教法人制度が現在の社会状況に適合し、より一層適正に運用できるものになることを期待して止まない。

また、政府において現行法の改正の検討を行う場合、それが宗教団体に及ぼす影響を考慮し、慎重な配慮が行われることを期待する。

なお、残された課題については、今後更に検討することとしていくところである。

1 宗教法人制度の見直しについての基本的な考え方

- (1) 宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教法人が自由でかつ自主的な活動をするための物的基礎を確保することにある。このため、現行宗教法人法は、宗教の自由と政教分離の原則を基本とし、宗教法人の責任を明確にするとともに、その公共性に配慮するという趣旨から全体系が組み立てられている。
- (2) このような現行宗教法人制度の基本は、維持すべきである。認証時の審査を厳正に行うなど、現行宗教法人法の運用で対処できる点はその適切な運用に努めることとすべきである。
- (3) 現行宗教法人法が制定された昭和二十六年以来、それぞれの宗教法人は自主的に適正な管理運用のための努力を重ねてきたところである。しかし、今日に至るまで、経済の発展とともに、都市化・情報化の進展、家族と地域の変化、交通手段の発達など大きな社会の変化が生じている。また、広域的活動を展開する宗教法人の増加、収益事業を行う宗教法人の増加など宗教法人の活動も多様化、複雑化している。このような状況の中にあつて、宗教法人の自治能力の向上を図り、その責任と公共性に応えるため、より適切な宗教法人制度の在り方が求められている。
- (4) このため、自由と自主性、責任と公共性の二つの要請を基本としつつ、宗教法人の管理運営面等について、宗教法人法の最小限度の改正を行う必要があるとの意見が多数であった。

2 宗教法人の所轄の在り方

- (1) 二以上の都道府県で宗教活動を行う宗教法人の所轄庁は、文部大臣に改めることとするのが適当であると考えられる。
- (2) 理由
① 現在、都道府県知事が所轄庁となつている、二以上の都道府県で活動を行う宗教法人については、所轄庁以外の都道府県で問題が生じた場合の対応など、一都道府県知事が所轄するには無理があり、所轄庁が宗教法人法上期待されている責任を適切に果たすことができるようにするという観点及び国と都道府県との適切な役割分担という観点からも、文部大臣が所轄庁となることが適当であると考えられる。
- ② 民法法人など、他の公益法人では、その事業が二以上の都道府県にわたる場合は、主務大臣が所管することとなつており、その事業が一都道府県内に限つて行われる場合は、都道府県知事等が所管することとなっている。現行宗教法人法は、宗教法人に関する事務は本来国が行うとの考えに立つてその事務の一部を機関委任事務として委任しているものであり、二以上の都道府県で活動を行う宗教法人の事務は、国で行うのが適当であると考えられる。
- ③ 所轄庁を区分する基準を「宗教活動」の地域的範囲の広狭に着目して定めることは、理由が明白でありわかりやすい。
- (3) 一定の宗教法人について所轄庁を都道府県知事から文部大臣に改めることとしても、宗教法人法における所轄庁の宗教法人に

対する権限の内容には全く変わりはないことから、信教の自由及び政教分離の原則に照らして問題が生じるおそれはないと考えられる。

(4) 所轄庁を決定する基準としては、

- ① 外形的にはつきりととらえられるものであること
- ② 宗教活動の内容にわたらないものであること

③ 現行法令に規定されている概念によること
などを勘案すると、法三条に規定する「境内建物」を基準とすることが適当である。

この場合、二以上の都道府県に境内建物を備える宗教法人については、包括宗教法人、被包括宗教法人、単立宗教法人を問わず文部大臣が所轄庁となる。

(5) 現行制度では、宗教法人設立後は、所轄庁において境内建物の所在を確認する手段が担保されていないことから、所轄庁において境内建物の現状を把握する制度を設ける必要がある。

なお、宗教団体の活動の範囲により所轄庁を決定することとしても、境内建物は宗教法人の活動を外形的、客観的にとらえるものであり、宗教活動に干渉する余地は全くないことから、信教の自由及び政教分離の原則に照らして問題が生じることはないと考えられる。

(6) 所轄庁の変更については、円滑な移行のための手続き、期間等に配慮する必要があり、また、法人に対し適切な対応を行うため、国等の事務体制の充実を図る必要がある。

3 情報開示の在り方

(1) 信者その他の利害関係人は、正当な利益のある場合、宗教法人法第二十五条で備え付けることとされている書類、帳簿について、宗教法人に対して閲覧を求めることができることとするのが適当であると考えられる。

(2) 理由

① 宗教法人の宗教活動の自治に対しては、その在り方に介入すべきでないのは当然であるが、法律が関与する法人の財務会計等の管理運営の側面については、より民主的運営や透明性を高めるべきであるという社会一般の論理を取り入れるべきであり、正当な利益があると認められる信者その他の利害関係人に、閲覧の請求を認めることにより、宗教法人の公共性に対応した公正な運営をより一層確保することが必要である。

② 財務会計等の管理運営に関して社会一般の論理を取り入れることによって、宗教法人の自治能力の向上が図られ、ひいては宗教活動に関する自治が一層守られることになると考えられる。

③ 法二十五条の書類は、宗教法人の財務会計等の管理運営に関する事項を客観的に記載したものであり、個々具体的な宗教活動の内容を示すものでないから、閲覧請求を認めることとしても、宗教法人の宗教活動が阻害されたり、その自治が侵害されることはないと考えられる。

(3) 信者その他の利害関係人は、宗教法人法で既に宗教法人に関する一定の事項について公告を受け、又は意見を述べることができ

るとされている。閲覧を請求できる者についても、宗教法人に何らの関係を有しない者まで含めるのは適当ではなく、信者その他の利害関係人であって、閲覧することについて正当な利益があると認められる者とするのが適当であると考えられる。

ただし、不当な目的をもって閲覧を請求するような場合は、閲覧を拒めることとすべきである。

(4) 法二十五条中、現在作成が任意である収支計算書は、法人としての活動状況を示す最低限の書類であると考えられ、財産目録と同様に作成、備付けを義務付けることが適当であると考えられる。

しかし、収入規模が一定額以下の宗教法人においては、その実態に鑑み、直ちに収支計算書の作成を義務付けることは困難であることから、これらの宗教法人で収益事業を行っていない宗教法人については、当分の間、免除措置を設けることが適当である。

なお、この規模の基準については、文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定めることとするのが適当であると考えられる。

また、貸借対照表については、法人の活動状況を示す書類として、作成されることが望ましいが、収入規模が一定額以下の宗教法人の負担軽減を図るため、その作成を義務付けることはせず、現行通り作成を任意としておくことが適当である。

(5) なお、宗教法人による財務会計書類の作成を容易にするため、宗教法人の拠るべき会計の基準を設けることを検討していくことが望まれる。

4 設立後の活動状況の把握の在り方

1 所轄庁に対する書類の提出

(1) 財務関係を中心に、宗教法人法第二十五条で作成、備付けの義務がある書類のうち一定のものを、定期的に所轄庁へ提出する制度を設けることが適当であると考えられる。

(2) 理由

① 所轄庁が宗教法人の客観的な活動状況を定期的に把握することにより、宗教法人が宗教団体としての要件を備えていることの確認等、所轄庁が現行法上期待されている責任を適切に果たすことができ、宗教法人制度の適正な運用を図ることができると考えられる。

② 作成、備付けを義務付けられている書類のうち一定のものについて、所轄庁へ提出を求めることによって、宗教法人側の適正、適切な事務処理についての自覚を促し、宗教法人法の基本である宗教法人の自治能力と管理運営の透明性の向上に資することになると考えられる。

(3) 所轄庁において、前記の目的により、法二十五条により備付け義務が課されている書類のうち必要最小限のものについて提出を受けることとしても、これらの書類は、宗教法人の財務会計等の管理運営に関する客観的な事項を記載したものであり、信教の自由を侵害するおそれにつながるものではないと考えられる。

(4) 法二十五条の書類の提出であれば、宗教法人法においてその

作成、備付けが義務付けられる書類であり、法人側の事務負担も少なく済むと考えられる。

(5) 提出を求める書類は、所轄庁が宗教法人の活動状況を法人の財務会計等の管理運営の側面から把握するために必要となる最小限のものに限定するという観点から、法二十五条の書類のうち次のものに限り、提出が適当である。

① 役員名簿

② 財産目録

③ 収支計算書（収益事業を行っていない収入規模が一定額以下の宗教法人については、当分の間、提出を免除する）

④ 貸借対照表（作成している場合に限り）

⑤ 境内建物に関する書類（財産目録に記載されている場合は不要）

⑥ 法六条の事業（公益事業、収益事業等）に関する書類（これらの事業を行っている場合に限り）

(6) 提出時期については、毎年、会計年度終了後四ヶ月以内とすることが適当であると考えられる。

2 収益事業の停止命令、認証の取消し、解散命令の請求のための報告徴収及び質問

(1) 宗教法人法七十九条は所轄庁による収益事業の停止命令について、八十条は所轄庁による認証の取消しについて、八十一条は所轄庁等による解散命令の請求について規定しているが、これらの規定の事由に該当する疑いがある場合に、その事由の存否を確認する手段として、所轄庁に、宗教法人審議会の意見

を聞いた上で、宗教法人に対し報告を求め、質問する権限を付与することが適当であると考えられる。

(2) 理由

① 宗教法人法七十九条、八十条、八十一条は、宗教法人が教団体の実体を欠いている場合又はその運営に著しい問題がある場合に、これに対処するための一定の権限を所轄庁に与えている。

宗教法人法の適正な運用を確保するためには、所轄庁がこのような権限を適切かつ慎重に行使することが必要であるが、現行法上はこれらの規定の事由に該当する疑いがある場合であっても、所轄庁においてそれを確認する法的手段が規定されていない。

このため、所轄庁が現行法上期待されている役割と責任を適切に果たすことが難しくなっている。

② 宗教法人をめぐる環境が複雑化し、宗教法人の活動も極めて多様化、複雑化している今日においては、問題のある宗教法人について一定の事実を確認するためには、このような法的手段がなければ不十分であると考えられる。

(3) 所轄庁がこのような報告を求め、質問を行う場合は、宗教法人法七十九条、八十条、八十一条に定める事由が存在する疑いがあるという極めて限られた場合であり、報告を求め、質問を行う対象となる事項も、それらの事由の存否の確認のために必要なものに限らなければならない。

また、所轄庁が報告を求め、質問を行う場合には、宗教法人

の宗教活動に干渉するようなことがあってはならない。

このため、所轄庁がそのような報告を求め、質問を行う場合には、事前に宗教法人審議会に対し、その事項や理由を示してその意見を聞かなければならないこととして、所轄庁による権限行使について慎重を期することとすることが必要であると考えられる。

なお、この報告を求め、質問することには、いわゆる立入検査を含むものではない。

(4) このように極めて限定して報告を求め、質問を行う権限を所轄庁に付与することは、所轄庁が現行法上期待されている役割と責任を果たすために必要最小限の法的手段であり、宗教の自由及び政教分離の原則を侵害することにはならないと考えられる。

5 その他

1 宗教法人審議会の委員の増員

今日、宗教法人をめぐる情勢は多様化、複雑化してきており、宗務行政のより適正な執行を図る必要があることに加え、宗教法人制度の在り方に関する検討が求められていることから、宗教法人審議会の役割はますます重要になってきている。このような事態に適切に対処するため、宗教法人審議会については学識経験者等の委員を増員し、総数の上限を二十人程度とする必要性があると考えられる。

2 その他

宗教法人制度改正の問題ではないが、現在国民の宗教に関する関心は極めて高く、宗教に関する情報提供や苦情相談などを行う組織（仮称「宗教情報センター」など）の設置を求める声が強いことから、そのような組織を、宗教関係者をはじめ、弁護士、宗教学者、心理学者、学識経験者など関係者が連携協力して、自主的に設置運営することについて、検討すべきであると考ええる。